

小規模保育事業 ナルのもり 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

(ア) 法人の名称	社会福祉法人みかり会
(イ) 法人の所在地（主たる事務所）	兵庫県南あわじ市松帆高屋乙 192
(ウ) 法人の電話番号、FAX 番号	0799-36-2344 FAX0799-36-3501
(エ) 法人の代表者の職名・氏名	理事長 谷村 誠
(オ) 法人の設立	昭和 40 年 5 月 12 日

2 施設等の概要

(ア) 施設の種別	小規模保育事業
(イ) 施設の名称	小規模保育事業 ナルのもり
(ウ) 施設の所在地	西宮市里中町 3 丁目 11 番 1 号エルfolk 1 階
(エ) 施設の電話番号、FAX 番号	0798-47-0880
(オ) 施設の管理者の職名及び氏名	園長 芳形 杏奈
(カ) 認可日	令和 7 年 4 月 1 日

3 教育・保育等の内容、施設の詳細

(ア) 施設の利用定員	3号19人
(イ) 教育・保育を提供する日	3号認定 月曜日から土曜日まで。 ただし、年末年始、祝祭日を除く。
(ウ) 施設の開所時間	7時00分～19時00分
(エ) 教育・保育を提供する時間	(3号認定) 教育・保育標準時間認定 7時30分から18時30分の範囲内で、保育が必要と認められる時間 教育・保育短時間認定 8時30分から16時30分の範囲内で、保育が必要と認められる時間
(オ) 延長保育の内容	やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。(有料 別表参照)

(力) 教育・保育の内容

「幼保連携型認定こども園 教育保育要領」に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、教育保育を提供する。

3号認定子どもについては、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

(キ) 教育・保育の理念、方針、目標

① 教育保育の理念

『人としての素地を培う』

② 教育保育の方針

1. 『養護の方針～アットホームな“昼間の家庭”』

2. 『教育の方針～感知融合（総合的人間力を培う）』

③ 教育保育の目標

1. 養護の目標

（1）昼間の家庭をめざす

（2）有機的な連携を図る

2. 教育の目標

（1）健康に生活する力を培う

（2）課題を発見し、解決する力を培う

（3）創造力を培う

（4）人らしく生きる素地を培う

（5）関わる力を培う

（6）自立性を高める

*尚、詳細については「教育・保育のしおり」をご参照ください。

(ケ) 食事の提供

・食事は、連携施設高須の森園内の調理室で調理したものを運搬します。

・3号認定子どもについては昼食及び午後のおやつを提供します。

・非常時への備え

園では、非常時に備え、食品を備蓄しており、ローリングストック及び防災教育の観点から、定期的に給食で提供しています。

(コ) その他教育保育に係る行事等

「えんのしおり」のとおり

(サ) 居室面積、園舎面積、園庭面積等

建 物 鉄筋コンクリート造3階建
延べ床面積 90.27㎡
ほふく室35.98㎡・保育室 23.80㎡

4 職員の体制

(ア) 職種別の職員の数

園 長	常 勤	1 人
保育士	常 勤	2 人
	非常勤	5 人

(イ) 職員の勤務形態、労働時間

正規職員の勤務時間帯

① 7:00～16:00、②7:15～16:15、③8:30～17:30、④9:00～18:00、
⑤10:00～19:00、

(ウ) 職員の経験年数

園長の経験年数	3年
保育士の平均経験年数	6年

5 利用料等

(ア) 利用者負担額（保育料）

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額を園が徴収を行います。

西宮市が定める保育料となります。（「0 歳から 2 歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償）

なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・ 月途中退所の場合
- ・ 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、
保育の提供がなされない場合

(イ) その他の費用

別表のとおり徴収を行います。

(ウ) 支払方法

口座振替払い 保育料・給食費・延長保育料（月極）・預かり保育料（月極）・リース代（月極）は、当月27日に引き落としとなります。（金融機関が休みの場合はその翌営業日）
※必ず引き落としの前日までに指定口座へ入金してください。
※口座振替ができなかった場合は、現金徴収となります。その際は、振替手数料130円をご負担いただきますので、ご了承ください。

6 契約の終了

本利用契約は、下記の事由により終了し、甲は教育・保育の提供を終了し、園児は退園となります。

- (ア) 園児が3歳になった3月末になるとき。
- (イ) 支給認定保護者が退園を申し出た場合。
- (ウ) 保育認定子どもに該当しなくなったとき。

7 契約の解除

下記の事由が発生した場合、甲は乙に対し書面により相当の期間を定めた催告をおこない、乙が所定の期間に債務不履行の事実を解消しない場合には、甲は本利用契約を乙の債務不履行により解除することができる。

- (ア) 保育料およびその他利用者負担金等を3ヶ月分以上滞納した場合。
- (イ) 当園の職員や園児およびその保護者に対して不当な言動があり、甲と乙との間の信頼関係が損なわれたとき。
- (ウ) 職員の依頼や指示に乙がしたがわず、甲と乙の信頼関係が損なわれたとき。
- (エ) 甲が乙に対し甲の保育理念や方針・目標および方法に対し理解を求めたものの、乙がこれに応じないため、甲乙間の信頼関係が損なわれたとき。
- (オ) その他甲の施設の運営につき、乙が重大な支障を及ぼす行為をしたとき。

8 嘱託医

- (ア) 嘱 託 医 ユニコの森 むらかみこどもクリニック
- (イ) 嘱託歯科医 なかつじ歯科 中辻 敬太

9 健康診断の実施

- (ア) 内科健診 乳児健診として、1歳児月1回 2歳児年2回実施します。
- (イ) 歯科健診 年間の回数は、西宮市が定めるものに準ずる
- (ウ) 身体測定 毎月、身長・体重の測定を行い、結果についてはお知らせいたします。

10 苦情等の相談窓口

- (ア) 相談窓口

窓 □ 保育士
責 任 者 園 長 芳形 杏奈
連絡先等 電 話 0798-47-0880

- (イ) 第三者委員

南あわじ市社会福祉協議会事務局長
山口 勇樹（連絡先 電話 090-6550-2344）
雄岡山福社会 理事
総毛 秀子（連絡先 電話 090-6604-0939）

1.1 利用者に対する保険

- (ア) 保険名称 日本スポーツ振興センター災害共済給付
(イ) 保険の内容 死亡 3,000万円（半額の場合あり）
障害 44万円～
負傷 療養に要する費用の4/10（但し、5,000円以上のもの）

1.2 非常災害時の対策

- (ア) 避難・消火訓練 月1回以上実施
(イ) 災害時の避難場所 近隣公共施設（状況によって変更の場合あり）
(ウ) 緊急の時連絡方法 ブレインにて情報提供

1.3 災害時（台風・火災・地震・大雨等）への対応

- (ア) 「大雨・暴風警報など」通常の気象警報が発令された場合
- ・保育を実施しますが、子供の安全確保に万全を期するため、家庭での保育が可能な方は、家庭での保育をお願いします。
 - ・状況によっては園からお迎えをお願いする場合がありますので、すぐに迎えに来られる体制を取っておいてください。
 - ・公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみ受け入れとします

(イ) 休園

「特別警報」が発令された場合

- ・午前7時現在、「特別警報」が発令されている場合
- ・また、「特別警報」が解除された場合でも、当日は「休園」とします。

電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合

その他保育に支障をきたす被害があった場合

※臨時休園後、発令が解除された場合は、各園で安全を確認したうえ、再開の判断を行います。再開を行う場合はブレインで連絡致します。

(ウ) 家庭保育へ切り替え

- ・土砂災害、洪水、高潮など当園地域で「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示（緊急）」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が発令された場合
- ・午前7時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示（緊急）」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園地域に発令されている場合

- ・午前7時以降の保育時間中に「高齢者等避難」(警戒レベル3)や、「避難指示(緊急)」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5)が当園地域に発令された場合、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。
- ＊避難所へ避難している場合は、ブレイクお知らせ配信や掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いいたします。

【補足】

避難情報(警戒レベル)については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo 等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いいたします。



西宮市防災ポータル HP

1.4 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (ア) 個人情報保護に対する基本方針及び情報の取り扱いについては、「えんのしおり」のとおりです。
- (イ) 園で撮影した写真を園内に掲示したり、園関係資料や SNS に掲載したりいたします。園内掲載は、掲載許可確認をいたしません。外部への写真掲載は、顔が出ないように配慮しております。顔を出しての掲載になる場合は、保護者の方への確認を再度させていただきます。
- (ウ) 保護者様が、園で写真等を撮影された場合、ご自身のお子様以外の方をホームページ、ブログ、SNS 等に投稿することを固くお断りいたします。

1.5 虐待の防止のための措置

- (ア) 当園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修などを職員に対して実施しています。「ナルのもり 虐待防止マニュアル」を定めています。
- (イ) 連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、園から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話がつかない時は、市の関係機関と情報を共有し、園や市職員等が家庭訪問することがあります。

1.6 他園との連携

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

1.7 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否か

無

別表

1 利用者負担以外の徴収金について

項目	内容、負担を求める対象者	金額
布団リース代	寝具に係わる費用	月額 1,300円

※上記以外の徴収は、おむつやパンツの準備が足りなかった時に購入いただきます。（別途請求）

※その他、行事に係る費用が発生した時には、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとする

※上記は、欠席されても全額徴収させていただきます。

2 延長保育に係る利用者負担

- 保育標準時間認定の方…【30分延長 7:00～7:30 または 18:30～19:00】
月極 2,500円 日割 200円

- 保育短時間認定の方…【標準時間内延長
7:30～8:30と16:30～18:30の時間帯】
30分ごとに 日割200円

*7:00～7:30及び18:30以降の延長保育については、
保育標準時間認定の延長料金と同様